

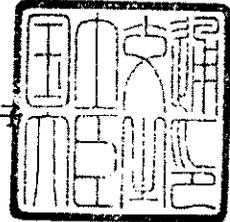


認定書

国住指第 3928 号
平成 14 年 5 月 27 日

吉野石膏株式会社
代表取締役社長 須藤 永一郎 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建築基準法施行規則第 8 条の 3 の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
TBFC—9008
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
枠組壁工法により設けられる耐力壁（タイガークラスロック張り耐力壁）
3. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
2.5 の倍率を有する枠組壁工法により設けられる壁の構造別添の通り